## 令和 年度分 市民税·県民税申告書(分離課税等用)

	(あて先) 青森	市長 令和	年月月	,	PQ 176	7( 20176 1	ы			N 176 V	, , , , , , , <sub>,</sub>	確認者	受付者	Í
日本で、機能  日本で、機能  日本では、		HP (1)	十 万 1	- JEH		生年月	日		整理者	番 号				=
② 分解課税の短期・長期譲渡に関する事項												<u> </u>		
② 所得の生土を場所 必要発費 (以入会館 - と単語を) (以入会館を) (以入会館 - と単語を) (以入会館 - と単語を) (以入会館 - と単語を) (以入会館を) (以入会館 - と単語を) (以入会館 - と単語を) (以入会館 - と単語を) (以入会館 - と単語を) (以入会館を) (以入会館 - と単語を) (以入会館 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					こめの番号の利	川用等に関する法律第	2条第5項	(に規定	する個人番号をい	いう。)を記載	載してください。			
2					額			hari	,_					٦;
短期	短期	主ずる場所 必			要経費)			期譲						_ (
投放	短期								一般の譲	渡ソ				1
長期 特報	長期一般							期						
展報	長期						入		居住用財産	の チ				Ī
特別 □ 所得保証64条 □ 情報34条の 4 □ 情報34条の 2 □ 情報34条の 3 □ 措施35条の 4 □ 情報34条の 2 □ 情報34条の 3 □ 措施35条の 3 □ 技 条	長期						金	一般						-   -  - 
適用   「情感が象の3   「一度は30条の3   「一度 条 条 文   「一度 30条の	⊭例 □所得税				11101 - 161 -		額	上場	株式等の譲	渡テ				$\dashv$
###################################	適用 □措法33	5条の2 □措法34条の	ひ3 □措法	35条の3 🗆	法	条		上場	株式等の配当	4等ト				ī
所得の種類 種 日	3 株式等の	)譲渡等・先物	取引に係る	所得に関	する事」			先	物 取	引ナ				]   
一般株式等 事業 譲渡 雑 上場株式等 (個条・場合・一般 の 譲渡 (3)			profit pro						一般	分 ②				ĥ
上場株式等   事業   譲渡   雑   接渡   雑   接渡   雑   接渡   雑   接渡   雑   接渡   雑   接渡   推   接渡   推   接渡   推   接渡   推   接渡   推   接渡   推   接   推   接渡   推   接渡   推   接渡   推   接   在   在   在   在   在   在   在   在   在	一般株式等	事業譲渡雑				円		譲	軽 減	分 30				1
##	上場株式等 (源泉·簡易·一般) 事業 譲渡 雑						5	_	一般の譲	渡 ③				
1	先物取引 事業 譲渡 雑						所	期						1
4 上場株式等の配当所得等に関する事項       所得の生ずる場所     支払確定年月     収入金額     配当所得に係る 負債の利子       円     日       上場株式等の配当等     (3)       上場株式等の配当等     (3)       上場株式等の配当等     (3)       上場株式等の配当等     (3)       上場株式等の配当等     (3)       大物     取引       大場上場は大調を設定しています。     (3)       日本年度分の優から 業上引く機種相失額     (4)       日本年度分の優から 業上引く機種構失額     (4)       日本年度分の優から 業上引く機種構失額     (4)       日本年度分の優から 業上引く機種構実額     (4)       日本年度分の優から 業上引く機種構実額     (4)       日本年度分の優から 業上引く機種構実額     (4)       日本年度分の優から 業上引く機種構実額     (4)       日本年度分の優から 業上引く機種構実額     (4)       日本年度分の優から 業上引く機種構実額     (5)       日本年度分の優から 業上引く機構を構造を表する     (4)       日本年度分の優から 業上引く機構を開発を確認     (5)       日本年度分の優から 報表の金額     (5)       日本年度分の優から 報表の金額     (5)       日本年度分の優から 報表の金額     (6)       日本年度分の優から 報表の金額     (6)       日本年度のの金額     (6)       日本年度の金額     (7)	適用 □地力代伝的[則30末0/20/0(指伝3(末0/120/2) □ 伝 宋 □地大労とは日間5年の1/0(20/2) □ 日地大労とは日間5年の1/0(20/2) □ 日地大労とは日間5年の1/0(20/2)							渡		ぎの 33				新 (
所得の生ずる場所     支払確定年月     収入金額     配当所得に係る 負債の利子     租       ・     ・     ・     上場株式等の配当等     3       上場株式等の配当等     3     上場株式等の配当等     3       た物取引     可     ・     ・       6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項     所得金額ーA 一給与所得控除額の1/2) (B - 給与所得控除額の1/2) (C ただし赤字の場合はの)     の     ・       日     本年度分の愛から 等等     金     事業に引く締結損失額     1       ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・       ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・     ・	4 上場株式	は等の配当所得:	等に関する	事項			金	一般	株式等の譲	渡 34				1
・     上場株式等の配当等       ・     ・							額	上場	株式等の譲	渡 35				-
・     ・     大     物     取     引     第       6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項     所得金額=A- 総与所得性除額+ (B- 総与所得性除額+ (B- 総与所得性除額・(B- 化力)・(E) (E) (E) (E) (基本年度分の®から、差し引く繰越損失額・(B- を対し、機能損失額・(B- を対し、)を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対					H	円		上場	株式等の配当	<b>4等 36</b>				7
6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項 A 給与収入金額 B 特定支出の金額の合計額 所得金額=A-{給与所得控除額→ (B-給与所得控除額の1/2)} (ただし赤字の場合はの) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円								先	物 取	引 37				
6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項     所得金額=A-(給与所得控除額中(B-給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合はの) 円     本年度分の圏から 差し引く繰越損失額 銀 (D・給と引く) (ただし赤字の場合はの) 円       7 山林所得・退職所得に関する事項     A 収入金額     B 必要経費     C 特別控除額 (D・特別控除額 (D・特別控除額 (D・特別控除額 (D・特別性除額 (D・特別性除額 (D・特別性除額 (D・特別性除額 (D・特別性除額 (D・特別性除額 (D・特別性除額 (D・特別性除額 (D・特別性))) (D・特別性)) (D・特別性)														
A 給与収入金額     B 特定支出の金額の合計額 (B-給与所得控除額中 (B-給与所得控除額の1/2) (ただし赤字の場合はの)     の (B) 本年度分の®から 差し引く繰越損失額 (D) 差し引く繰越損失額 (D) を差し引く繰越損失額 (D) を差し引く繰越損失額 (D) を差し引く繰越損失額 (D) 取取 (D)	6 特史专出	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	なる坦今の	<b>公公</b> 与配理	に関する	ス重佰	そ							
7 山林所得・退職所得に関する事項     C 特別控除額     D 青色申告特別控除額     D 青色申告特別控除額     所得金額 (A-B-C-D)       山 林     P	A 給与収入金額 B 特定支出の金額の合計額 所得金額=A-{給与所得控除額+ (B-給与所得控除額の1/2)}						の	当						
7 山林所得・退職所得に関する事項     取引 要年度以後に繰り着される 引 集 の 金 額       山 林     A 収入金額     B 必要経費     C 特別控除額     D 青色申告特別控除額     所得金額 (A-B-C-D)       円     円     円     円     円     円       A 収入金額     勤続年数     退職の区分     B 退職所得控除額     C 差引 (A-B)     所得金額 (C×1/2)		Э			ただし赤字の		lila	先	本年度分の釰	からの				
A 収入金額     B 必要経費     C 特別控除額     D 青色申告特別控除額     所得金額 (A-B-C-D)       円     円     円     円     円     円       A 収入金額     勤続年数     退職の区分     B 退職所得控除額     C 差引 (A-B)     所得金額 (C×1/2)	७ dutta⊊∉	早。很睡品但1-	明古る車で	5			1111	取						
A 収入金額     勤続年数     退職の区分     B 退職所得控除額     C 差引 (A-B)     所得金額 (C×1/2)						3 必要経費 C 特別控除額			     青色申告特別担	控除額	所得金額 (A-B-C-D)			
14 聯			円		円		Р	3		円				円
·	退職	A 収入金額							C 差引 (A-1		所得金	額 (C×1/:		円